資料３

三重県認知症施策推進計画について

三重県では、令和８年３月に「三重県認知症施策推進計画」を策定しました。

この計画は、令和６年１月に施行された、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、本県の現状と課題から県が目指す基本的な政策目標を定め、その実現のための認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

１．計画の位置づけ

・認知症基本法第 12 条に基づく法定計画です。
・第９期三重県介護保険事業支援計画・第 10 次高齢者福祉計画における認知症施策を包含する計画です。
・本県の認知症施策を推進するための計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
・「医療介護総合確保推進法に基づく三重県計画」との整合性を図るとともに、「三重県地域福祉支援計画」等との調和を図りました。

２．計画期間

令和８年度～令和 12 年度（５年間）

３．計画の評価

・年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で計画の達成状況の進行管理、評価を行うとともに、評価をもとに取組の改善、検討を行います。
・計画の進行管理、評価、取組の改善にあたっては、認知症の人および家族等の意見を十分に聴きながら、共に検討を進めていきます。

４．計画の基本目標

認知症があってもなくても、県民一人ひとりが相互に尊重し合い、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現する。

５．基本的施策の推進

・認知症施策について、認知症基本法第 14 条から第 21 条に規定する基本的施策を中心に、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進します。
・基本目標の実現に向け、計画における施策体系（基本的施策）を７つの柱とし、認知症施策の取組を設定します。

1. 認知症の人に関する県民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

資料３

4. 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護
5. 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 認知症の予防等